

「佐賀県迷惑行為防止条例」の一部改正(案)について

1 現行条例の概要

佐賀県迷惑行為防止条例は、県民の平穏な日常生活を保持することを目的として、刑法で取り締まることができない小暴力や暴力的迷惑行為を規制するため、昭和39年に制定されました。

それ以降、社会情勢の変化に伴い、令和5年7月を含め7回にわたり必要な改正を行ってきております。

2 改正趣旨

コロナ禍からの回復により、経済活動や人流が活発化し、県内の飲食街では以前の賑わいを取り戻しつつある中、通行人にしつこく声をかける客引きや飲食店の従業員などが路上で客待ちをする姿が目立ち、付近住民や通行人が迷惑に感じているとの声が上がっています。

このような客引き、客待ちが横行すれば、県民や滞在者がこれらの行為によって迷惑を被るばかりでなく、これらの行為に起因するトラブルが発生するおそれもあり、環境の悪化が懸念されるところです。

しかしながら、現行の佐賀県迷惑行為防止条例では、規制対象の行為が限られ、近年増加しているフリーランスによる客引きや、公道上での客待ち行為等の取締りができず、規制が十分とはいえません。

このような県民等に迷惑をかける客引き等への取締りを強化するとともに、これらの行為を抑止することを目的として佐賀県迷惑行為防止条例の一部を改正することを検討しています。

3 改正要点（不当な客引行為の禁止等）

- (1) 規制対象業種の拡大
- (2) 規制対象行為の追加
- (3) 新たな規制に対する罰則の新設
- (4) 両罰規定の新設
- (5) 佐賀県迷惑行為防止条例施行規則の制定